

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年6月号 | No. 6/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込み（<http://unitt.jp/>）は必要ですが**無料**です。PCT 制度の概要、最新の動向、検索システム等、PCT に関するトピックスを幅広くご紹介いたします。是非ご参加ください。

2014年7月17日（木）13：00-16：00 東京

2014年7月23日（水）13：00-16：00 大阪

2014年7月24日（木）13：00-16：00 熊本

**PCT 作業部会**

第7回 PCT 作業部会が2014年6月10日～13日にジュネーブで開催されました。

**合意された変更**

本作業部会では、2014年9月～10月に開催される PCT 同盟総会に、PCT 規則の改正提案採択のため、いくつかの規則改正提案を送付することに合意しました：

- 手数料表は、PCT-EASY（2015年7月1日から廃止）を利用した場合の100スイスフラン減額に関する事項を削除し（PCT/WG/7/15）、特定の国際手数料が90%減額となる自然人の国の一覧を決定する新しい手段を導入する（PCT/WG/7/29）
- PCT 規則 49 の 3 及び 76 は、早期国内段階移行後1ヶ月以内に、指定・選択官庁が国内段階において優先権の回復の請求を求めることができるよう改正する（PCT/WG/7/15）
- PCT 規則 90.5(d)は、代理人が取下げの通告を提出する際に、国際事務局（IB）が必要に応じ、包括委任状の写しを求めることができるよう改正する（PCT/WG/7/16）
- PCT 規則 90.3 は、2012年10月の PCT 同盟総会において採択された PCT 規則 90 の 2.5 の改正を適切に反映するよう訂正する（PCT/WG/7/15）

本作業部会では、第三者情報提供に関する提案された修正（PCT/WG/7/11）を承認しました。この修正は2014年9月か10月頃に必要な技術的変更がなされ実施される見込みです。これらの修正は次の通りです。

- 引用文献の“関連性の簡単な説明”に認められる文字数の増加
- 数式が求められる場合など、必要に応じ追加の根拠を PDF ファイルでアップロード可能

本作業部会は、当初記載されていた国際調査機関が管轄しないことが判明した場合において、管轄国際調査機関（ISA）を選択するための適切な手続きに関する受理官庁ガイドラインの修正案を承認しました（PCT/WG/7/22）。また、配列表を含む国際出願において、配列表が国際出願の一部を構成するものではなく“添付されたもの”として扱われている場合の照合欄を受理官庁が訂正することができるよう提案された受理官庁ガイドラインの修正は（修正案についてさらに議論が進められるが）原則、承認されました（PCT/WG/7/23）。

本作業部会は、PCT に基づく ISA および国際予備審査機関（IPEA）としての官庁の任命手続きの改善に関する合意された提案事項について PCT 同盟総会により採択されるよう勧告しました（PCT/WG/7/4 及び 29）。

### 電子サービスとカラー図面

本作業部会は、ePCT システムの最新動向に関する IB の報告（PCT/WG/7/2）、及び求められるさらなる利益のためには、IB による技術開発というよりむしろ、国内官庁の行動が必要である旨を留意しました。

本作業部会は、国際出願、国際段階の手続き、国際公開においてカラー図面の導入に向けた作業について承認しました（PCT/WG/7/10）。今後、特定の技術的な詳細や時期に関するさらなる議論が進められます。

ePCT を利用した国内段階移行に関する提案についてさらに検討することを IB に求めました。（PCT/WG/7/12）

### 2015 年に提案されるであろう議題

中小企業、大学、非営利研究機関に対する手数料減額に関する事務局及び WIPO チーフエコノミストによる調査（PCT/WG/7/7）及び手数料の弾性（PCT/WG/7/6）に関し、本作業部会は、中小企業に対する手数料減額の議論を進める方向性が見出せず、それに関する提案については締約国から可能性のある解決策についての具体的な提案がなされるまで保留することを留意しました。しかし、大学に対する手数料減額の可能性については、次回の作業部会での議論のため、さらなる検討が求められました。

本作業部会は、技術支援の調整に関する報告書（PCT/WG/7/14）と特許審査の研修プログラムに関するオーストラリア特許庁によるプレゼンテーションを留意しました。これに関して、先の PCT 国際機関会合において IB は各官庁間の審査官の研修をより良く調整するための提案を準備するよう求められていました。

欧州特許庁と韓国は、優先権書類に関する先行調査及び分類情報が利用可能であり送付が認められる場合に受理官庁が ISA に送付するという提案をさらに検討するよう求められました（PCT/WG/7/27）。

インドは関係者と共に、特許検索の目的で国際機関や国内官庁がより利用しやすいように、PCT 最小限資料（いわゆるミニドク）として指定されている非特許文献のデータベースを作ることを発行元等に求める提案をさらに検討するよう求められました（PCT/WG/7/28）。

IB は、引用補充が認められる日についての官庁間の相違を解決する方法に関して、引き続き

関係官庁と作業を続けることが求められました（PCT/WG/7/19）。また IB は、公衆閲覧除外対象となり得る国際出願の一件書類の特定情報についての条件を定義することが求められました（PCT/WG/7/18）。さらに IB は、優先権の回復の請求について、受領した申立てとその他の証拠を IB へ送付することに関する適切な規則を提供することが求められました（PCT/WG/7/17）。

### その他の議論された議題

作業部会では次のことを留意しました：

- 第 21 回国際機関会合の報告書（PCT/WG/7/3；PCT Newsletter 2014 年 3 月号に掲載）
- “PCT 20/20” 提案（これまで英国と米国からなされていた提案だが、本作業部会においては特定の提案はなかった）の総括（PCT/WG/7/20）
- IB が記録原本を利用して、受理官庁に代わり調査用写しを標準電子形式で ISA に対して送付する eSearchCopy システムの進展状況（PCT/WG/7/8）
- WIPO 標準 ST.14 の改訂提案の最新状況（PCT/WG/7/5）と新しい配列表の標準 ST.26（PCT/WG/7/9 および 29）に関する報告
- また、次のことは合意されませんでした：
  - ・ 特許審査ハイウェイの PCT への公式統合に関する提案（PCT/WG/7/21）
  - ・ 受理官庁がその本部で適用される時間帯以外の時間帯に基づき電子的に受理された書類の日付を付与することを許可すること（PCT/WG/7/25）
  - ・ 受理官庁としての IB に対して出願人を代理する権限を有する者に関する規則を変更すること（PCT/WG/7/13）
  - ・ 電子システムの障害時に出願人の法的なセーフガードを改善することに関する IB による具体的な提案（PCT/WG/7/24）。しかし、IB は引き続きそのような出願人のリスクを減少させる法的、技術的および手続き上の方法を検討します。

### 要約と作業文書

議長による要約と報告書案は間もなく次のウェブサイトで作業文書と共にご覧いただけます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/7](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/7)

### 国立工業所有権機関（チリ）の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

PCT Newsletter 2012 年 10 月号に掲載した情報に関し、2012 年 10 月の第 43 回 PCT 同盟総会により、国立工業所有権機関（チリ）は PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されましたが、この度、当該機関は 2014 年 10 月 22 日から ISA 及び IPEA としての機能を開始することを WIPO に通知しました。

なお、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁及び米国特許商標庁はすでにチリの居住者及び／又は国民により出願された国際出願のための管轄国際機関です。

ISA 及び IPEA としての当該機関の詳細については、PCT 出願人の手引の附属書 D 及び E に間もなく掲載されます。

### サントメ・プリンシペの ARIPO 加入

サントメ・プリンシペは、2014 年 5 月 19 日に、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）のフレームワークにおける特許及び意匠に関するハラレプロトコルへの加入書を寄託しました。それにより、サントメ・プリンシペは 2014 年 5 月 19 日付けで ARIPO 締約国になり、ハラレプロトコルは 2014 年 8 月 19 日付けで発効します。これにより ARIPO 締約国数は 19 となり、ハラレプロトコル加入国数は 18 となります。

したがって、2014 年 8 月 19 日以降に出願されたいかなる国際出願において、国内特許と同様、ARIPO 特許に伴うサントメ・プリンシペの指定が含まれます（2014 年 8 月 19 日より前に提出されたいかなる国際出願も、国内特許にはサントメ・プリンシペの指定が含まれますが、ARIPO 特許には当該国の指定は含まれません）。

さらに、2014 年 8 月 19 日付けで、サントメ・プリンシペの国民及び居住者は、WIPO 国際事務局に加え、受理官庁としての ARIPO に国際出願することが可能になります。

サントメ・プリンシペの加入に関する ARIPO の公告は、以下のウェブサイトの” News” をクリックすることによりご覧いただけます。

<http://www.aripo.org/>

### 世界貿易機構（WTO）

#### イエメン共和国の加盟

2014 年 6 月 26 日に、イエメン共和国（国コード：YE）（既にパリ条約の締約国だが、PCT 締約国ではない）が WTO に加盟する予定で、これにより WTO 加盟国数は 160 となります。下記リンク先の PCT とパリ条約の締約国及び WTO の加盟国の一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）の加盟国に／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

### PCT 公報発行スケジュール


#### 公開の技術的な準備が完了する日に関する簡略化

国際出願に関する書類を提出する際の ePCT の利用の増加や国際出願の手続きの効率化により、国際公開日に先立ち閉庁日がある場合でも、国際事務局（IB）はより短い準備期間で対

処することが可能となります。

2014年9月以降、公開日に先立ちIBの閉庁日があったとしても、公開の技術的な準備が通常よりも早い時期に完了することはなく、国際公開に反映させたい変更に関してIBによって受理する最終日を確認する必要がなくなります。そのような変更の受理に関する最終日は、公開が木曜日の場合は常に公開日の16日前の火曜日の24時（中央ヨーロッパ時間（CET））となります（公開が例外的に金曜日の場合は公開日の17日前）。もし例外があれば、PCT Newsletterでお知らせします。ご不明な点がございましたらIBにお問い合わせください。

### ePCT プライベートサービスを利用した公開日の調べ方

ePCT プライベートサービスをご利用でしたら、ご自身の国際出願に関する公開日や再公開日の予定を直接閲覧可能です。閲覧する際は、ePCT プライベートサービスにて対象となる国際出願を表示させ（ePCT にて当該国際出願へのアクセス権が付与されている必要があります）、IA Status（国際出願のステータス）の隣にあるアイコンをクリックしてください。



### 2014年9月11日の公開

2014年9月11日（木）がWIPOの閉庁日にあたり、通常その日に公開されるPCT国際出願（及び公示（PCT公報））は、2014年9月12日（金）に公開されます。国際公開に反映させたい変更は2014年8月26日（火）の24時（CET）までにIBに受理される必要があります。

### 7月と8月の合併号

次回のPCT Newsletterは7月と8月の合併号となり7月に発行予定です。その次の9月号が出るまでの間に、PCTユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスをご利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料でご利用頂けます。新たにPCT Newsletterが掲載される際や、臨時のお知らせを行う際にPCTユーザにその旨をご案内します。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

さらに、PCTセミナーカレンダーやPCT手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で8月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

## **国際出願の電子出願及び手続**

### 電子形式の国際出願に関する要件及び実務

#### 欧州特許庁

欧州特許庁は電子形式の国際出願と関連する書類の提出に関する要件及び実務の詳細についての通知を更新しました。詳細は2014年5月15日付け公示（PCT公報）をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

#### 国際事務局：通知の修正

国際事務局は電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細についての2014年5月8日付け公示（PCT公報）に掲載された通知を修正しました。詳細は2014年5月15日付け公示（PCT公報）をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

## **PCT-SAFE 更新**

### PCT-SAFE クライアント パッチのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェア（2014年6月13日付け Version 3.51.063.239）が次のサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

詳細は次のPCT電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

## **PCT 最新情報**

AT：オーストリア（手数料）

CL：チリ（Eメールアドレス）

GE：グルジア（管轄国際調査及び予備審査機関）

IN：インド（手数料）

IR：イラン・イスラム共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

SM：サンマリノ（所在地とあて名）

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

## 国際予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料（オーストリア特許庁）

### PCT 関連資料の最新／更新情報

#### PCT 規則の修正（アラビア語、独語、ポルトガル語、スペイン語）

2013年9月23日～10月2日にジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択された PCT 規則改正が 2014年7月1日に発効します（詳細は *PCT Newsletter* 2014年2月号又は以下のパワーポイントプレゼンテーション資料を参照）。

2014年7月1日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで（英語、仏語に加え）アラビア語、独語、ポルトガル語、スペイン語でご利用いただけます。

（アラビア語） [http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

（独語） [http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

（ポルトガル語） [http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

（スペイン語） [http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

#### PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料

2014年7月1日発効の PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、英語、仏語、独語、スペイン語でご覧いただけます。

（中国語） [http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（英語） [http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（仏語） [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（独語） [http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（スペイン語） [http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

### 実務アドバイス

#### 国際出願をする際に国の安全に関する規定を考慮することの必要性

**Q:** ePCT 出願を利用して国際出願を提出したいと考えていますが、出願人の通常の国内受理官庁はそのような出願をまだ受付けていません。そのため、国際事務局を受理官庁（RO/IB）として出願しようと考えています。というのも、RO/IB は ePCT 出願を受付けており、いかなる PCT 締約国の居住者及び／又は国民からも国際出願を受理するからです。しかし、国内官庁に出願しなかった場合、国の安全に関する問題が生じ得るかどうか教えてください。

**A:** 受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に（あるいは広域特許庁に対して）出願することで、国の安全に関する規定を考慮する必要がなくなることはありません。RO/IB に直接出願

する場合、国内法で定められた国の安全に関する規定の遵守は RO/IB では確認されず、**出願する前にそのような規定を遵守していることを保証することは出願人としての責任です**。同様の制限は、広域特許庁の特定の加盟国にも適用され、欧州特許庁に国際出願した場合がその例です。

これらの規定の要件は多種多様で、ある国では国の安全に関する理由から全ての外国出願を制限します。すなわち、関連する国内法により、発明がなされた国以外の国や出願人が居住者及び／又は国民である国以外の国に出願するために政府の許可を求めることが必要となります。また、発明が特定の技術分野に関連している場合にのみ制限する国もあります。

次に示す PCT 第 27 条(8)のとおり、PCT においてそのような制限は許容されています。

“この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由又は締約国が自国の一般的な経済的利益の保護のため自国の居住者若しくは国民の国際出願をする権利を制限する自由を制限するものと解してはならない。”

そのため、PCT 受理官庁として国内官庁に出願する際、国の安全に関する国内規定が適用されるかどうか検討する間、またもし適用されるのなら、国の安全に関する許可を与えるかどうか検討する間、当該官庁から国際事務局や国際調査機関への国際出願の送付を遅らせることができます (PCT 規則 22.1)。もし、国の安全に関する許可を与えるべきではないと判断されれば、当該出願を国際出願として扱わないと宣言することができ、様式 PCT/RO/147 (国の安全に関する理由により記録原本及び調査用写しが送付されない旨の通知) が発行されます。

ご質問からは国内官庁に先の出願をしているかどうか分かりません。多くの場合、先の国内出願を出願人の国内官庁に出願し、その後の出願の主題が先の出願と同一であれば、通常、必要な国の安全に関する点検はすでに実施され、出願人はすでに後の出願に関する必要な許可を政府から受けているかもしれません。例えば、もし発明が米国でなされ、6 ヶ月以上前に当該国に先の出願が提出され、その後、安全に関する命令が発行されていなければ、他の国に後の出願を提出する権利があります (特許庁長官から取得した許可証により許可されているのであれば、6 ヶ月より早く出願することは可能です (次のサイトの USPTO の審査基準の § 140 “Foreign Filing Licenses (外国出願に関する許可証)” を参照 : <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s140.html>) )。

最後に、もし国籍や住所、発明の性質によって国の安全に関する規定の対象となり、当該発明に関してまだ国の安全に関する許可を受けていないのであれば、RO/IB に対して国際出願を提出する前に国内受理官庁に連絡すべきです。

国内官庁が、国内官庁が国の安全を理由に、当該国内官庁以外の官庁に提出する予定の PCT 出願に適用される外国出願の制限について IB に通知している場合、その情報は、*PCT 出願人の手引* 附属書 B1 (締約国に関する情報) で、管轄受理官庁のリストの脚注として参照可能です。次のリンク先の該当する官庁をクリックしてください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

## **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧